総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第68号　　令和５年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中		
９款　消防費	全部	
２款　総務費	１項　総務管理費	
	２項　徴税費	
４款　衛生費	１項　保健衛生費	14目
13款　諸支出金	全部	
10款　教育費	１項　教育総務費	
	～	
	３項　中学校費	
	５項　社会教育費	14目を除く
	６項　保健体育費	３目を除く

○歳入　第１条中の歳入予算の補正

議案第73号　　八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号　　令和５年度八戸市学校給食特別会計補正予算
議案第74号　　八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

● 委員派遣について

［総務協議会］

○　所管事項の報告について
　１　公共施設の有効利用に関する市民アンケートの実施について
　２　自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

議案第 73 号

総務常任委員会資料
令和５年６月 21 日
財政部住民税課

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

地方税法施行規則の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の区分について、特定小型原動機付自転車に係る規定の整備をするためのものである。

２　改正の内容

≪軽自動車税≫

(1)種別割区分について、原動機付自転車の三輪以上（ミニカー）の区分から特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）（※）を除外し、原動機付自転車（第一種）の区分とするもの。このことから、特定小型原動機付自転車については、すべて税率 2,000 円で賦課されるもの。

※原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が 0.6kw 以下であって長さ 1.9m、幅 0.6m 以下かつ最高速度 20km/h 以下のもの。

(2)上記改正に伴う字句の整理を行うもの。

３　施行期日　令和５年７月１日

≪参考≫　軽自動車税における原動機付自転車の種別割区分および税率

種別割区分	税率（税額）
第 65 条（１）ア　原動機付自転車（第一種） 総排気量 0.05L 以下又は、定格出力 0.6kw 以下（ミニカーを除く）のもの	2,000 円
第 65 条（１）イ　原動機付自転車（第二種乙） 二輪で総排気量 0.05L 超～0.90L 以下又は、定格出力 0.6kw 超～0.8kw 以下のもの	2,000 円
第 65 条（１）ウ　原動機付自転車（第二種甲） 二輪で総排気量 0.09L 超～0.125L 以下又は、定格出力 0.8kw 超～1.0Kw 以下のもの	2,400 円
第 65 条（１）エ　ミニカー 三輪以上で総排気量 0.02L 超～0.05L 以下又は、定格出力 0.25kw 超～0.6kw 以下のもの（車室を備えず、かつ、輪距が 0.5m 以下のものを除く）	3,700 円

議案第74号

６月総務常任委員会資料 令和５年　６月２１日 学　校　教　育　課

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1　改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

2　改正の主な内容

（1）介護補償の額の改定

		＜改定前＞	＜改定後＞
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（１月）	常時介護を受けている場合	171,650円	172,550円
	随時介護を受けている場合	85,780円	86,280円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（１月）	常時介護を受けている場合	75,290円	77,890円
	随時介護を受けている場合	37,600円	38,900円

（2）公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

＜改定前＞

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上 10年未満	10年以上 15年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,245円	8,003円	9,608円
学校薬剤師の補償基礎額	5,263円	6,240円	6,900円

＜改定後＞

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	５年未満	５年以上 10年未満	10年以上 15年未満
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,340円	8,085円	9,640円
学校薬剤師の補償基礎額	5,340円	6,310円	6,925円

３　施行時期

条例公布の日から施行する。

４　経過措置

改正後の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第７条の２第２項の規定は、令和５年４月１日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

新条例別表の規定は、令和４年４月１日以後に支給すべき理由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

令和５年４月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に改正前の八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第７条の２第２項の規定に基づいて支給された介護補償は、新条例の規定による介護補償の内払とみなす。

令和４年４月１日から施行日の前日までの間に旧条例別表の規定に基づいて支給された公務災害補償は、新条例の規定による公務災害補償の内払とみなす。

総務協議会資料
令和５年６月21日
総務部行政管理課

公共施設の有効利用に関する市民アンケートの実施について

１．目的

令和５年１月に作成した「はちのへ大型公共施設見える化シート」の掲載施設を対象として、施設利用に関する市民ニーズを把握し、各施設の有効利用に向けた具体的取組の検討において参考とするため、市民アンケートを実施し、幅広く市民の意見等を集めるもの。

２．対象者

○　18歳以上の市民の方、または市内公共施設に関心のある市外在住の方

＜幅広くニーズ把握するための工夫＞
・広報はちのへ、市公式SNS等による積極的な情報発信
・市政モニター、中心市街地関係者、高等教育機関など、様々な団体への協力依頼

３．調査内容　※アンケート調査票は別添のとおり

○　対象８施設の満足度や充実・改善してほしい点など、施設利用に関する意見
○　公共施設における市民サービスと維持管理コストのバランスに関する考え方
○　公共施設の有効利用（更なる利用促進や利便性向上）に向けた提案　等

＜本アンケートの対象８施設＞
「見える化シート」掲載10施設のうち、総合的な行政機関である市庁舎と総合保健センターを除いた、以下の８施設
①ブックセンター、②美術館、③はっち、④マチニワ、⑤ＹＳアリーナ八戸、
⑥是川縄文館、⑦図書館、⑧博物館

４．回答方法

(1) WEBアンケートフォームによる回答
(2) 紙調査票による回答
調査票及び「見える化シート」は、市庁舎、各市民サービスセンター、各公民館のほか、本アンケート対象８施設に設置

５．スケジュール

７月７日(金)まで	アンケート実施
７～９月	アンケート集計・分析、行政改革委員会の意見聴取
10月頃	アンケート結果及び取組の方向性について整理・公表

公共施設の有効利用に関するアンケート
ご協力のお願い

八戸市では、主要な大型公共施設の運営費や取組の状況、施設ごとに有する特性など、様々な角度からの情報について市民の皆さんにわかりやすくお伝えし、各施設への理解を深めていただく観点から、「はちのへ大型公共施設見える化シート」を作成したところです。

この「見える化シート」を活用して、施設の更なる利用促進や利便性向上に向けてどのような取組を行うのがよいか、市民の皆さんと一緒に考えていくため、このたび公共施設の有効利用に関するアンケート調査を実施することといたしました。

ご回答の内容は、すべて統計的に処理し、プライバシーの保護はもとより、他の目的に利用することは一切ございませんので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◆本アンケートにおける公共施設とは、「はちのへ大型公共施設見える化シート」の対象10施設のうち、総合的な行政機関である八戸市庁と八戸市総合保健センターを除いた、以下の8施設とします。

①八戸ブックセンター、②八戸市美術館、③八戸ポータルミュージアム(はっち)、
④八戸まちなか広場(マチニワ)、⑤八戸市長根屋内スケート場(YSアリーナ八戸)、
⑥八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館、⑦八戸市立図書館、⑧八戸市博物館

☆アンケート回答の前に、「はちのへ大型公共施設見える化シート」をご覧ください。

見える化シートはこちらからも閲覧できます。
https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/gyoseikanrika/gyozaiseikaikaku/fm/19384.html

◆回答は、Web(パソコン、スマートフォン等)からアクセスしての入力にご協力をお願いします。なお、郵送による回答をご希望の方は、調査票に記入し、返信用封筒(切手不要)に入れてご返送ください。

回答(返送)期限:令和5年7月7日(金)

[回答フォームURL]
https://apply.e-tumo.jp/city-hachinohe-aomori-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=10024&accessFrom=

◆調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

八戸市　総務部　行政管理課　財産活用グループ
〒031-8686　八戸市内丸一丁目 1-1
TEL:0178-43-9231　FAX:0178-45-2077
E-mail:gyosei@city.hachinohe.aomori.jp

公共施設の有効利用に関するアンケート調査票

○　質問ごとに、あてはまる選択肢を1つ選んで ☑ を付けてください。
○　自由記入欄には、それぞれ直接記入してください。

Ⅰ　あなた自身のことがらについてお聞きします

性別	□ 男性　□ 女性　□ その他　□ 回答しない
年齢	□ 18～29 歳　□ 30～39 歳　□ 40～49 歳 □ 50～59 歳　□ 60～69 歳　□ 70～79 歳 □ 80歳以上
世帯構成	□ 単身　□ 夫婦・パートナー □ 親子（小学生以下の家族有）　□ 親子（小学生以下の家族無）
八戸市に お住まいの年数	□ 1 年未満　□ 1～4年　□ 5～9年　□ 10～19 年 □ 20～29 年　□ 30 年以上　□ 市外在住

Ⅱ　公共施設の有効利用についてお聞きします

問1　次の公共施設について、サービスや利用方法に対する満足度を教えてください。

	A 十分に満足している	B まあまあ満足している	C あまり満足していない	D ほとんど満足していない	E 普段利用しないのでわからない
①ブックセンター	□	□	□	□	□
②美術館	□	□	□	□	□
③はっち	□	□	□	□	□
④マチニワ	□	□	□	□	□
⑤YS アリーナ八戸	□	□	□	□	□
⑥是川縄文館	□	□	□	□	□
⑦図書館	□	□	□	□	□
⑧博物館	□	□	□	□	□

問2　問1で「C：あまり満足していない」又は「D：ほとんど満足していない」と回答した施設がある場合、充実・改善してほしいサービスや利用方法など、施設利用に関するご意見等があれば、ご記入ください。

例）・どのような利用方法や楽しみ方があるのか、もっとアピールしてほしい
・子どもが遊べるスペースやイベントを増やしてほしい
・設備を改修して快適な空間を提供してほしい　など

	施設利用に関するご意見等 （問1でＣ又はＤと回答した施設について、ご記入ください）
①ブックセンター	
②美術館	
③はっち	
④マチニワ	
⑤YS アリーナ八戸	
⑥是川縄文館	
⑦図書館	
⑧博物館	

問3　「はちのへ大型公共施設見える化シート」を通して、各施設における管理・運営の状況や、地域の活性化に向けた取組状況について、理解することができましたか？

☐　十分に理解することができた
☐　まあまあ理解することができた
☐　あまり理解することができなかった
☐　ほとんど理解することができなかった
☐　分からない　又は　判断できない

☆「はちのへ大型公共施設見える化シート」はこちら。

問4　公共施設における取組や市民サービス（便益）と施設運営費（コスト）のバランスについて、どのように考えますか？

- ☐ 引き続き、市民サービスの充実とコスト削減の両立に努めるべきだ
- ☐ より一層、市民サービスの充実に努めるべきだ
  （そのためには、ある程度のコスト増はやむを得ない）
- ☐ より一層、コスト削減に努めるべきだ
  （そのためには、ある程度の市民サービスの縮小・廃止はやむを得ない）
- ☐ 分からない 又は 判断できない

問5　公共施設の利用方法やイベント情報等について、どのような方法で入手することが多いですか。（最大3つまで）

- ☐ 八戸市ホームページ、各施設のホームページ
- ☐ 八戸市公式 SNS（Twitter、Facebook、LINE、Instagram、YouTube）
- ☐ 広報はちのへ
- ☐ テレビ（dボタン広報含む）
- ☐ 新聞
- ☐ ラジオ
- ☐ ローカル情報誌
- ☐ その他（　　）

問6　公共施設の有効利用（更なる利用促進や利便性向上）に向けてご意見・ご提案がありましたら、ご記入ください。

（自由記入欄）

アンケートは以上となります。
ご協力くださいまして、誠にありがとうございました。

総務協議会資料 令和５年６月21日 学校教育課

自動車破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

１　発生日時　　令和５年４月23日（日）午前11時15分頃

２　発生場所　　八戸市立長者中学校門扉（鉄門）付近

３　事故の概要　　被害者が長者中学校を投票会場とする八戸市議会議員選挙での投票を終え、自家用車で自宅へ帰ろうとした際、門扉が突風によってあおられ、被害者が所有する自家用車へ衝突し、運転席側のサイドミラーと後部座席サイドドアを破損した。

４　損害賠償額　　146,619円

（全国市長会学校災害賠償補償保険より同額給付）

５　専決処分月日　　令和５年６月14日（水）処分第19号

６　示談成立月日　　令和５年６月14日（水）